

## 「定款の施行に関する規則」の一部改正について

令和3年5月26日  
日本証券業協会

### 1. 改正の趣旨

協会を取り巻く環境変化に伴い、協会の経営上の多様な選択に柔軟に対応するため、本協会に届け出される協会の代表者の資格要件について一定の範囲で柔軟に取り扱うことを可能とする「定款の施行に関する規則」の一部改正を行うこととする。

### 2. 改正の骨子

会員代表者の資格要件に、「申請前3年以内に当該会員の代表取締役であった当該会員の取締役（社外取締役を除く）」、「申請前3年以内に当該会員支配会社の代表取締役かつ当該会員の取締役であった当該会員の取締役（社外取締役を除く）」を追加する（特別会員代表者についても同旨の規定を置く）。

(第3条第7項)

### 3. 施行の時期

この改正は、令和3年5月26日から施行する。

※ 本改正は、投資者・発行会社等に対して影響を及ぼすものではないと考えられることから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先 : 管理本部 総務部 (03-6665-6800)

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

令和3年5月26日

(下線部分変更)

新	旧
(会員代表者等の資格要件)	(会員代表者等の資格要件)
第3条 定款第17条第1項に規定する会員代表者及び定款第30条で準用する同第17条第1項に規定する特定業務会員代表者並びにその代理人は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。	第3条 (同左)
1 ～ (現行どおり)	1 ～ (省略)
3	3
2 (現行どおり)	2 (省略)
3 第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、会員又は特定業務会員の代表取締役が、当該会員又は当該特定業務会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社(「会員支配会社」という。以下同じ。)の登記された代表取締役(会員支配会社が、指名委員会等設置会社である場合には、代表執行役を含む。以下この項において同じ。)を当該会員又は当該特定業務会員の会員代表者又は特定業務会員代表者とすることを申請し、かつ、次の各号に掲げる事項を確約した書面(電磁的記録を含む。以下本条において同じ。)を提出した場合において、理事会が承認したときには、当該申請に係る者を当該会員又は特定業務会員の会員代表者又は特定業務会員代表者とすることができる。	3 第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、会員又は特定業務会員の代表取締役が、当該会員又は当該特定業務会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社(「会員支配会社」という。以下同じ。)の登記された代表取締役(会員支配会社が、指名委員会等設置会社である場合には、代表執行役を含む。以下この項において同じ。)を当該会員又は当該特定業務会員の会員代表者又は特定業務会員代表者とすることを申請し、かつ、次の各号に掲げる事項を確約した書面を提出した場合において、理事会が承認したときには、 <u>当該会員支配会社の登記された代表取締役</u> を当該会員又は特定業務会員の会員代表者又は特定業務会員代表者とすることができる。
1 当該会員支配会社の登記された代表取締役が、当該会員又は当該特定業務	1 当該会員支配会社の登記された代表取締役が、当該会員及び特定業務会員

新	旧
<p>会員の登記された取締役又は執行役であること。</p>	<p>の登記された取締役又は執行役であること。</p>
<p>2 ( 現行どおり )</p>	<p>2 ( 省 略 )</p>
<p>4</p>	<p>4</p>
<p>～ ( 現行どおり )</p>	<p>～ ( 省 略 )</p>
<p>6</p>	<p>6</p>
<p>7 第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、会員の代表取締役又は特別会員の代表権を有する役員が、<u>第1号に掲げる者</u>を、当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者とすることを申請し、かつ、<u>第2号に掲げる事項</u>を確約した書面を提出した場合において、理事会が承認したときは、<u>当該申請に係る者</u>を当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者とすることができる。</p>	<p>7 第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、会員の代表取締役又は特別会員の代表権を有する役員が、当該会員の会員支配会社の登記された代表権のない取締役（社外取締役を除き、会員支配会社が、指名委員会等設置会社である場合には、執行役を含む。以下この項において同じ。）又は当該特別会員の特別会員支配会社の登記された代表権のない役員（社外取締役、監査役若しくは会計参与又はこれらに準ずるものを除く。以下この項において同じ。）であり、かつ、直近3年以内に会員理事又は特別会員理事であった者を、当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者とすることを申請し、かつ、次に掲げる事項を確約した書面を提出した場合において、理事会が承認したときには、当該会員支配会社の登記された代表権のない取締役又は当該特別会員支配会社の登記された代表権のない役員を当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者とすることができる。</p>
<p>1 <u>次のイ又はロに該当する者</u></p>	
<p>イ <u>当該会員の登記された代表権のない取締役（社外取締役を除き、会員が、指名委員会等設置会社である場合には、執行役を含む。以下この項において同じ。）又は当該特別会員の登記された代表権のない役員（社外取締役、監査役若しくは会計参与又はこれらに準ずるものを除く。以下この項において同じ。）であり、かつ、直近3年以内（申請日から遡って計算する。以下この項において同じ。）に、当該会員の登記された代表取締役若しくは当該会員支配会社の登記された代表取締役かつ当該会員の取締役であった者又は直近3年以内に、当該</u></p>	

新	旧
<p><u>特別会員の代表権を有する役員若しくは当該特別会員支配会社の登記された代表権を有する役員かつ当該特別会員の役員であった者</u></p> <p>ロ 当該会員の会員支配会社の登記された代表権のない取締役又は当該特別会員の特別会員支配会社の登記された代表権のない役員であり、かつ、直近3年以内に、会員理事又は特別会員理事であった者</p> <p>2 <u>次のイ及びロに掲げる事項</u></p> <p>イ 当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者の代理人には、当該会員の登記された代表取締役又は当該特別会員の登記された代表権を有する役員が就任すること。</p> <p>ロ 当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者が果たすべき義務を、当該会員の会員代表者代理人又は当該特別会員の特別会員代表者代理人も共に果たすこと。</p> <p>8 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和3年5月26日から施行する。</p>	<p>1 当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者の代理人には、当該会員の登記された代表取締役又は当該特別会員の登記された代表権を有する役員が就任すること。</p> <p>2 当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者が果たすべき義務を、当該会員の会員代表者代理人又は当該特別会員の特別会員代表者代理人も共に果たすこと。</p> <p>8 ( 省 略 )</p>